

「利用規約」新旧対照表

2025年7月2日付改定

下線部分は改定部分

新	旧
第5条（アカウント登録及び口座開設）	第5条（アカウント登録及び口座開設）
<p>第5条（アカウント登録及び口座開設）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本サービスのご利用を希望される方は、次に掲げる手続きを行わなければなりません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 口座開設申込者は、この利用規約、契約締結前交付書面及びプライバシーポリシーにご同意及びご承諾<u>いただいた</u>上で、当社の定める方法により登録情報（登録電話番号含む）を当社へ提供し、お申込みをした上で、必要な審査を受けなければなりません。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当社は、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、口座開設申込者のご希望をお断りする場合があります。なお、次に掲げる事項について自然人、法人(代表者、取引担当者及び実質的支配者等の関係者を含む)又は団体等の区別は無いものとします。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)<u>米国籍またはグリーンカードを保有している可能性がある</u>と当社が判断した者</p> <p>(12)<u>米国居住の可能性があると当社が判断した者</u>のもの。なお、<u>当年の滞在日数が31日以上かつ①乃至③の合計が183日</u></p>	<p>第5条（アカウント登録及び口座開設）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本サービスのご利用を希望される方は、次に掲げる手続きを行わなければなりません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 口座開設申込者は、この利用規約、契約締結前交付書面及びプライバシーポリシーにご同意及びご承諾<u>した</u>上で、当社の定める方法により登録情報（登録電話番号含む）を当社へ提供し、お申込みをした上で、必要な審査を受けなければなりません。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当社は、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、口座開設申込者のご希望をお断りする場合があります。なお、次に掲げる事項について自然人、法人(代表者、取引担当者及び実質的支配者等の関係者を含む)又は団体等の区別は無いものとします。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 新設</p> <p>(12) 新設</p>

<p><u>以上である場合には米国居住性有と判定します。(①当年の滞在日数、②前年の滞在日数の3分の1、及び③前々年の滞在日数の6分の1)</u></p> <p>(13)米国で設立された法人等、FATCA の枠組みに参加しない金融機関等、または主として投資事業を行う法人のうち、25%超の議決権を取得されている米国人等の方が存在する法人等である可能性があると当社が判断した者</p> <p>(14)～(25)(略)</p>	<p>(13)新設</p> <p>(14)～(22) (略)</p>
---	------------------------------------

以上